

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21730044

研究課題名（和文） 国際裁判における判決理由記載義務の研究

研究課題名（英文） Obligation to State Reasons in International Courts and Tribunals

研究代表者

玉田 大（TAMADA DAI）

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60362563

研究成果の概要（和文）：

国際裁判における判決理由の記載義務の形成過程を検討し、仲裁裁判（理由記載なし）から司法裁判（理由記載が求められる）への質的転換の意義を明らかにする。また、現代国際法における判決理由の意義を明らかにする。理由附記義務の形成に伴い、無効原因として理由欠如が確立した点を明らかにする。理由欠如と理由欠陥に基づく無効原因論を検討することによって、判決のコントロール可能性について結論を得る。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to analyze the historical development of the obligation to state reasons imposed on the international courts and tribunals. One of its results is that there was the quality transformation from traditional arbitration, on which the obligation was not imposed, to judicial adjudication, which is obliged to state reasons. The research is devoted to analyzing the absence of reasons as a cause of nullity of arbitral sentences. After having reached the above result, this research would be beneficial to the next analysis on the possibility of the judgment control in the international courts and tribunals.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：国際公法

科研費の分科・細目：法学 国際法学

キーワード：国際裁判、判決理由、紛争解決、判決効、無効原因、正当性、

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、本研究に至るまでに国際裁判の判決効に関する研究を積み重ねてきた（既判力原則、不服申立手続、無効原因論）。特に、判決効の分析を根拠として、国際裁判の垂直的構造を明らかにすることがその目的であった。本研究では、無効原因論の中でも権限踰越と並んで大きな争点となってきた「理由欠如」について、その適用基準を判例から明らかにすることを当初の関心事項としていた。この点を明らかにすることによって、無効原因論の内容については網羅的に分析を終了することが可能となる。また、既判力原則を中心とする判決効論が主文を重視するのに対して（主文権威説）、判決理由は従来から水平的な裁判観念の根拠とされており（理由権威説）、この対立に対する結論を得ることができると考えた。さらに、この点を明らかにすることによって、垂直的裁判観念と水平的裁判観念の対立に関して、一定の結論を得ることが想定された。

なお、国際裁判研究に関しては、近年は裁判判決の内容（法判断）についての分析（＝判例評釈）は数多く見られるものの、判決理由そのものに関する法的分析は行われていなかった（この点は、いわゆる国際裁判理論研究の文脈において僅かに先行研究が見られるだけであった）。そこで本研究では、判決理由記載義務（附記義務）そのものに注目することによって、上記の問題関心に対する分析を行うことを考えた。

2. 研究の目的

(1) 第1に、理由附記が求められるようになった背景を実証的に分析することにより、国際裁判の質的転換が生じたことを明らかにすることを目的とする。この点で、19世紀末が最も重要な転換点となっている点を明らかにし、その転換が生じた背景をも検討することを目的とする。特に、19世紀以前の仲裁では、「主権者仲裁」が行われており、判決に理由が附記されていなかった点に注目する。特に、判決理由が附記されなかった背景として、仲裁人の社会的地位（主権者という上位権威）、判断根拠（国際法以外の政治的判断）、裁判目的（法的な紛争解決ではなく、政治的妥協の達成）という観点を重視する。

(2) 理由附記義務が確立すると同時に、理由欠如が無効原因論として確立する点を明らかにする。すなわち、理由を欠く判決は無効と解される点を実証研究から明らかにすることを目的とする。この点を解明することに

よって、判決理由が判決の妥当性や正当性をコントロールし得る概念として機能し得ることを示すことが最終的な目的となる。この点に関しては、幾つかの関連判例が存在するため、国際裁判判例の分析を中心として無効原因（理由欠如）の形成過程と適用基準についての検討を行うことになる。

3. 研究の方法

(1) 第1の分析については、基本的に19世紀末前後の仲裁判例を分析対象としつつ、関連する条約（ハーグ紛争平和的処理条約）の起草過程等を参照して、理由附記義務が形成された背景を分析した。また、関連する仲裁条約の文言分析や当時の仲裁判例の実証分析を行った。なお、当時の仲裁判決に関しては、国際判例集に掲載されていないものも散見されるため、二次文献上の記述を頼りに実証的研究を遂行せざるを得なかった。

(2) 第2の分析については、関連する国際判例を丹念に分析し、さらに、訴訟当事国の口頭陳述内容も詳細に分析することによって、訴訟の背景をも含めた全体的な把握に努めた。これらは、原則として実証的な手法を用いており、従来の分析枠組みから大きく乖離するものではない。

(3) 他方で、判決理由の理論的意義づけに関しては、判決の中で直接的に触れられるものではないため、法理論的な分析を参照せざるを得なかった。具体的には、法哲学、法社会学、裁判理論、民事訴訟法理論などを駆使しつつ、判決理由が有する理論的な価値について検討を行った。特に、判決理由の「推論的」な分析や理論的な分析に関しては、ブリュッセル学派による先行研究の蓄積があったので、これを適宜参考にすることによって理論的研究を遂行した。

(4) 上記の研究方法に加えて、国際裁判における判決の具体的な推論形式を分析する必要があることから、広く判例分析を行い、現在の裁判所で用いられている推論形式の特徴を明らかにした。特に近年の国際裁判例では、特殊な推論が用いられる例が多くなってきているため、この背景の分析も行った。

(5) 無効原因論に関しては、今日、投資仲裁判断（特に投資紛争解決国際センター）においても「取消訴訟」が展開されていることから、国際投資法の判例分析も同時に行い、国際司法裁判における無効原因論との比較分析を行った。その過程で、常設仲裁裁判所の判例分析も行った。

4. 研究成果

第1に、最大の成果として、国際裁判の判決理由附記義務に関するまとまった研究論文を公表することができた（神戸法学雑誌に掲載）。ここで、上記の分析の内容をまとめ、判決効論に関する全体の議論における位置付けも明らかにした。この論文において、国際裁判における判決理由附記義務の形成過程を歴史的に明らかにした上で、その理論的背景を指摘した。さらに、理由附記義務と同時に確立した無効原因としての理由欠如（および理由欠陥）についての判例分析を行った。その結果、理由欠如が無効原因として確立している点は明らかになったものの、他方で、理由欠陥については後訴において無効審査の対象となり得るとはいえ、実際に審査基準を満たす可能性が極めて低いことを指摘した。

第2に、本研究は、執筆中の著書（国際裁判の判決効論）の中でも重要な部分を占めており、判決効に基づく垂直的裁判観念と水平的裁判観念の対立という図式の中で極めて重要な視点を提供する（特に、水平的裁判観念の根拠として判決理由附記義務を用いることが可能となった）。この著書の執筆については、次年度以降に成果を纏める予定である。

第3に、推論研究の一環として、国際裁判の判例分析を行い、これを公表した（下記、判例評釈参照）。同時に、国際投資法関係の判例分析も行い、これを公表した。その結果、無効原因に関しては、伝統的な国際裁判（国際司法裁判）の判断とその他の裁判所（常設仲裁裁判所、投資仲裁）の判断の間に相互影響を指摘することができる。すなわち、無効原因（取消原因）の判断基準に関して、複数の基準を融合し、統一化をはかる傾向が見られることを指摘した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 15 件）

①玉田大、「ジェノサイド条約適用事件（クロアチア対セルビア）（先決的抗弁判決・2008年11月18日）」国際法外交雑誌 110 巻 4 号（2012年3月）59-78 頁、査読無

②玉田大、「国際裁判における理由附記義務」神戸法学雑誌 61 巻 1・2 号（2011年9月）1-39 頁、査読無

③玉田大、「先決的抗弁の分類—ニカラグア事件（管轄権・受理可能性）」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選』（第2版、有斐閣、2011年9月）186-187 頁、査読無

④玉田大、「国際投資協定における知的財産権の保護可能性—自由な技術移転と対価回収の確保—」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書（平成22年度）（2011年3月）51-75 頁、査読無

⑤玉田大、「アビエイ事件（常設仲裁裁判所裁定 2009年7月22日）」神戸法学年報 26 号（2010）（2011年3月）139-168 頁、査読無

⑥玉田大、「投資協定仲裁の多角化と司法化」国際問題 597 号（2010年12月）44-53 頁、査読無

⑦玉田大、「国際司法裁判所における瑕疵治療原則」岡山大学法学会編『法学と政治学の新たな展開』（岡山大学創立60周年記念論文集、有斐閣、2010年4月）275-294 頁（査読無）

⑧玉田大、「欧州人権条約上の財産権保護要件」榎本悟・成廣孝編著『地域間の統合・競争・協力—EUと東アジアの現実と可能性—』（岡山大学社会文化科学研究科学内COEシリーズ第2巻、大学教育出版、2010年4月）8-26 頁（査読無）

⑨玉田大、「補償と賠償」小寺彰編著『国際投資協定—仲裁による法的保護—』（三省堂、2010年4月）196-211 頁、査読無

⑩玉田大、「投資仲裁における上訴システム」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書（平成21年度）（2010年3月）71-91 頁、査読無

⑪ TAMADA DAI, “Assessing Damages in Non-Expropriation Cases before International Investment Arbitration”, *Japanese Yearbook of International Law*, vol. 52 (2009) (February 2010), pp. 309-334. 査読無

⑫玉田大、「光華寮事件」、「バルセロナ・トラクシオン電力会社事件」杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例 50』（三省堂、2010年）42-45 頁、110-113 頁、査読無

⑬玉田大、「国際裁判所の判決はどのような効力をもつか」法学セミナー 661 号（2010年1月号）30-32 頁、査読無

⑭玉田大, 「引渡又は訴追義務の問題に関する事件(仮保全措置命令 2009年5月28日)」岡山大学法学会雑誌 59巻1号(2009年9月) 186-198頁、査読無

⑮玉田大, 「シリーズ投資協定仲裁⑩ 補償額と賠償額の算定」JCAジャーナル 56巻4号(622号)(2009年4月) 2-9頁、査読無

〔学会発表〕(計1件)

①TAMADA DAI, « Le bonheur de la minorité en cas de bombardement atomique : une approche de l' utilitarisme juridique », Colloque « Deux siècles de l' utilitarisme », Université de Rennes II. Le Centre Bentham (Université Paris Ouest - La Défense) (2009年6月4日)

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.edu.kobe-u.ac.jp/ilaw/ja/staff/20120416%20tamada.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

玉田 大 (TAMADA DAI)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60362563